



教育業務遂行中、日常生活の事故やトラブルに！

2025年8月～2026年7月

加入のご案内

公益財団法人日本教育公務員弘済会 団体保険

教弘まなびや 〔団体総合生活保険〕



(団体総合生活保険)
団体割引・損害率による割引あわせて

約 **37%** 割引

※天災危険補償部分の保険料は、
団体割引のみ適用となります。

1 ご本人のケガを入院・通院1日目から補償します。 学校行事中等のケガは倍額補償！

※天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)によるケガについても補償します。
(特定学校行事中・宿泊旅行中・通勤途上等)

2 生徒の見舞い費用も補償！

(生徒がケガにより死亡または15日以上継続して入院した場合の入院見舞金、弔慰金等)

3 携行品損害・救済者費用等も補償！

4 示談交渉サービス付帯(国内のみ)

ご本人およびご家族の日常生活での
賠償事故を補償！

(国内で他人から預かった物等を損壊した場合の賠償事故も補償)

■自転車で他人にケガをさせる。

損害賠償金

自転車条例にも対応！

示談交渉サービス付帯
(国内のみ)

■部活動指導中にケガをする。

治療費



自動更新 2025年8月1日始期 2025年8月1日午後4時～2026年8月1日午後4時(1年間)

中途加入の補償期間 毎月20日締切で、締切日の翌月1日午前0時～
2026年8月1日午後4時

募集期間 2025年6月1日(日)～2026年6月20日(土)

WEB 加入手続きは
こちらから

<https://nikkyoko-sompo.jp>



加入者資格

(公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方)

- ① 公立学校の教職員 ② 国立学校および私立学校の教職員
- ③ 教育委員会の職員 ④ 教職員団体の役員及び職員
- ⑤ 日教弘および(株)日教弘の本部および各県の職員 ⑥ ①～⑤の退職者

被保険者になれる方の範囲

(公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方)

- ① 公立学校の教職員 ② 国立学校および私立学校の教職員
- 【ご注意】教育委員会・教育事務所の職員の方は、被保険者になりません。
※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長および教員ならびに部活動を指導する教育関係の職員等

教弘まなびや〔団体総合生活保険〕保険金額(支払限度額)・保険料例

(年齢に関わらず保険料は一律です)

タイプ名		MAタイプ	MBタイプ
補償内容	死亡・後遺障害	100万円 (200万円)	650万円 (1,300万円)
	重度後遺障害	100万円	650万円
	入院日額	3,200円 (6,400円)	6,400円 (12,800円)
	通院日額	1,800円 (3,600円)	3,600円 (7,200円)
	生徒見舞費用(1事故1生徒につき)	生徒が死亡(傷害) : 3万円限度 生徒が15日以上継続入院(傷害) : 1万円限度	
賠償責任	日常生活	他人の身体の障害、他人の財物の損壊に起因する賠償責任、争訟費用等	
	携行品損害(免責金額1事故3千円)	20万円	30万円
	救済者費用等	500万円	

※職種別Aの保険料です

タイプ名	MAタイプ	MBタイプ
年払保険料	8月1日加入	10,230円
	9月1日加入	9,360円
	10月1日加入	8,530円
	11月1日加入	7,670円
	12月1日加入	6,810円
	1月1日加入	5,970円
	2月1日加入	5,130円
	3月1日加入	4,240円
	4月1日加入	3,410円
	5月1日加入	2,550円
	6月1日加入	1,700円
	7月1日加入	860円

- 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- 特定学校行事中・宿泊旅行中・通勤途上の事故については、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金は、倍額補償(例えばMAタイプ通常3,200円の入院保険金日額が、6,400円)となります。
- 保険期間中に教職員でなくなった場合、団体総合生活保険(まなびや)における「特定学校行事中傷害の倍額支払」、「生徒見舞費用」に係る補償は不要となりますので取扱代理店までお問い合わせください。



もっと詳しい内容を知りたい方は、
こちらのパンフレットを
ご覧いただけます

このご案内は、「団体総合生活保険(まなびや)」の概要について説明したものです。保険の内容は、パンフレットをご覧ください。詳細は団体が保有する保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社 東京海上日動火災保険(株)におたずねください。ご加入に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

各種保険のお申し込み・お問い合わせ

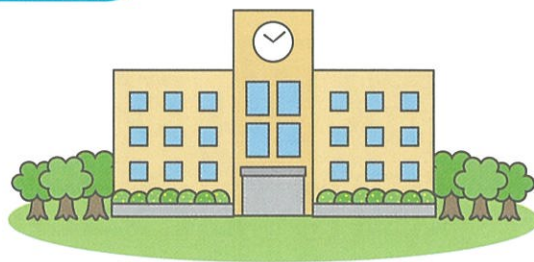
代理店 (株)秋田教弘 TEL 018(874) 7275

〒010-0001 秋田市中通一丁目4番32号
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
担当課 秋田支店 TEL 018-832-9179



公益財団法人日本教育公務員弘済会 団体保険

教弘まなびや 〔教職員賠償責任保険〕



教職員個人が訴えられることも…

■授業中に生徒がケガ、
先生個人に損害賠償請求。

損害賠償金 お見舞金



■生徒を注意したら人格権の
侵害と訴訟を起こされる。

争訟費用 損害賠償金



■卒業アルバムの校正に誤り
があり、追加費用を負担した。

損失を補填する費用



- 1 教職員個人の争訟費用(弁護士費用等)
および損害賠償金を補償！**
- 2 初期対応費用も補償！
(身体障害を被った被害者への見舞金等)**
- 3 遡及補償 初年度加入日より前に行った行為
に起因する請求も補償！**
- 4 延長補償 教職員でなくなった後になされた
請求についても5年間補償！**
- 5 NEW! 卒業アルバムの校正ミスなどの教職員業務で
個人が負担せざるを得なかった費用
を補償！**

自動更新 2025年8月1日始期 2025年8月1日午後4時～
2026年8月1日午後4時(1年間)

**中途加入の
補償期間** 毎月20日締切で、
締切日の翌月1日午前0時～2026年8月1日午後4時

募集期間 2025年6月1日(日)～2026年6月20日(土)

**WEB加入手続きは
こちらから**

<https://nikkyoko-sompo.jp>



加入者(=被保険者)資格について
(公益財団法人
日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方)

公立学校、国立学校および私立学校の教職員*

【ご注意】教育委員会・教育事務所の職員の方は、
被保険者になれません。

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長
および教員ならびに部活動を指導する教育関係の
職員等

**教弘まなびや〔教職員賠償責任保険〕
保険金額(支払限度額)**

タイプ名	Mタイプ
賠償責任(教職員業務中) 補償内容 他人の身体の障害、 他人の財物の損壊、 人格権侵害等に起因する 賠償責任、争訟費用	1請求・保険期間中 ／1億円
初期対応費用	1事故／100万円
訴訟対応費用	1請求／100万円
損失を補填する費用	1事故／10万円

年払保険料:6,240円

中途加入保険料はパンフレットで
ご確認ください。

※9月1日始期以降、中途加入される
場合は、保険始期日までに指定口座
への保険料の振込が必要です。

保険期間中に教職員でなくなった場合、
教職員賠償責任保険は不要となりますので
取扱代理店までお問い合わせください。



もっと詳しい内容を
知りたい方は、
こちらのパンフレットを
ご覧いただけます

このご案内は、「教職員賠償責任保険」の概要に
ついて説明したものです。保険の内容は、パンフ
レットをご覧ください。詳細は団体が保有する保
険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、
代理店または引受保険会社 東京海上日動火災
保険㈱におたずねください。ご加入に際しては、
必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

各種保険のお申し込み・お問い合わせ

代理店(株)秋田教弘 TEL 018(874) 7275

〒010-0001 秋田市中通一丁目4番32号
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
担当課 秋田支店 TEL 018-832-9179

お客様への販売・勧誘にあたって

お客様の視点に立って
ご満足いただけるように努めます。

◆保険その他の金融商品の販売にあたって

- ・お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- ・特に市場リスクを伴う投資性商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

◆各種の対応にあたって

- ・お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金等のご請求手続きにあたりましては、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の
金融商品の適正な販売に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な販売を行うために、事務管理体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- ・未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく弊店の「勧誘方針」です。

＜代理店名・各種ご相談、お問合わせ窓口＞

代理店 株式会社 秋田教弘 TEL 018(835)4816

〒010-0001 秋田市中通一丁目4番32号

提携・引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 秋田支店営業課 TEL 018-832-9179